

# 総務省

## 北海道管区行政評価局

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目（札幌第1合同庁舎）  
TEL (011)709-2311（代表） FAX (011)709-1805  
URL <http://www.soumu.go.jp/kanku/hokkaido.html>

## 函館行政監視行政相談センター

〒040-0032 函館市新川町25番18号（函館地方合同庁舎）  
TEL (0138)23-0909 FAX (0138)23-0919  
URL <http://www.soumu.go.jp/kanku/hokkaido/hakodate.html>

## 旭川行政監視行政相談センター

〒078-8501 旭川市宮前1条3丁目3番15号（旭川合同庁舎西館）  
TEL (0166)38-3011 FAX (0166)38-3013  
URL <http://www.soumu.go.jp/kanku/hokkaido/asahikawa.html>

## 釧路行政監視行政相談センター

〒085-0022 釧路市南浜町5番9号（釧路港湾合同庁舎）  
TEL (0154)23-7136 FAX (0154)23-7137  
URL <http://www.soumu.go.jp/kanku/hokkaido/kushiro.html>

## （設置根拠）

管区行政評価局 総務省設置法第24条第1項、総務省組織令第133条

## （所掌事務）

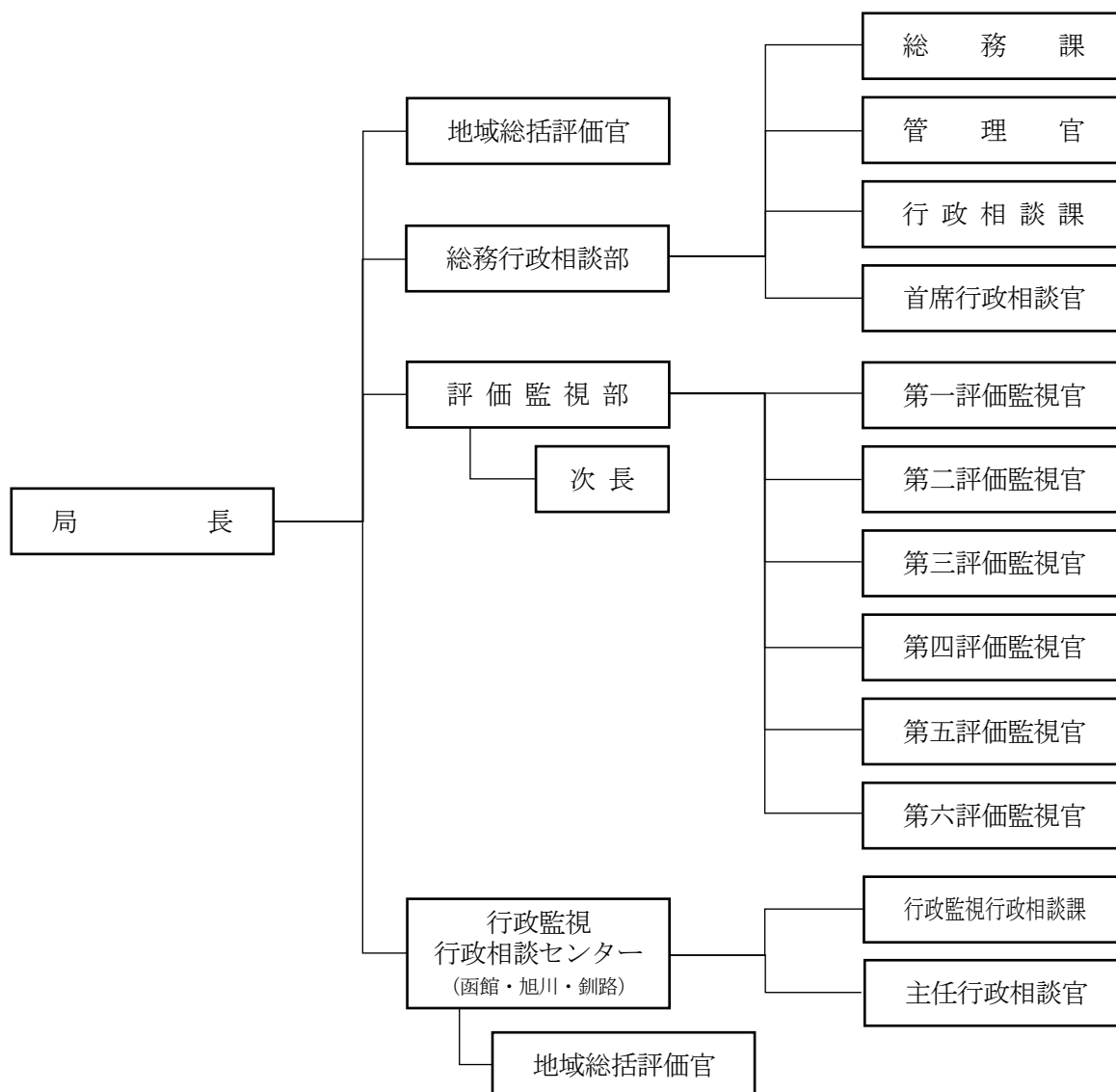
- (1) 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関する  
こと。
- (2) 各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実  
施を担保するための評価を行うこと。
- (3) 各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行  
うこと。
- (4) (2)の評価並びに(3)の評価及び監視（以下「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務  
の実施状況に関し必要な調査を行うこと。
  - ア 独立行政法人の業務
  - イ 法律により直接に設置される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきもの  
とされる法人（独立行政法人を除く。）の業務
  - ウ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の  
2分の1以上が国からの出資による法人であって、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務
  - エ 国の委任又は補助に係る業務
- (5) 行政評価等に関連して、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務に該当する地方  
公共団体の業務（各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。）の実施状況に  
関し調査を行うこと。
- (6) 各行政機関の業務、(4)の業務及び(5)の地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要な

- あっせんに関すること。
- (7) 行政相談委員に関すること。
- (8) 次の事務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務を行うこと。
- ア 行政機関の機構及び定員に関する企画及び立案並びに調整に関する事務
- イ 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行う事務
- (9) 情報公開・行政手続制度案内所に関する事務を行うこと。
- (10) 政策評価情報の所在案内窓口に関する事務を行うこと。

**(管轄区域)**

北海道管区行政評価局	北海道全域（直接担当区域は、札幌市、小樽市、室蘭市、夕張市、岩見沢市、苫小牧市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町)
函館行政監視行政相談センター	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村
旭川行政監視行政相談センター	旭川市、北見市、網走市、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、幌延町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町及び大空町
釧路行政監視行政相談センター	釧路市、帯広市、根室市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町

(組 織)



(情報公開・個人情報保護窓口)

- 北海道管区行政評価局総務課 TEL (011)709-2311(内線3114) FAX (011)709-1805
- 函館行政監視行政相談センター TEL (0138)23-0909 FAX (0138)23-0919
- 旭川行政監視行政相談センター TEL (0166)38-3011 FAX (0166)38-3013
- 釧路行政監視行政相談センター TEL (0154)23-7136 FAX (0154)23-7137

<窓口取扱時間>

8:30~17:15

(相談・案内窓口)

【行政相談】

- URL <https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html> (全国共通)

- 行政苦情110番 TEL (0570)090110 (全国共通)
- 総務省行政相談センター
- ・きくみみ北海道 (北海道管区行政評価局) TEL (011)709-1100 FAX (011)709-1842
  - ・きくみみ函館 (函館行政監視行政相談センター) TEL (0138)27-1100 FAX (0138)23-0919
  - ・きくみみ旭川 (旭川行政監視行政相談センター) TEL (0166)39-1100 FAX (0166)38-3013
  - ・きくみみ釧路 (釧路行政監視行政相談センター) TEL (0154)23-1100 FAX (0154)23-7137

**<窓口取扱時間>**

8:30～17:15

- 札幌総合行政相談所 TEL (011)212-2291

**<窓口取扱時間>**

10:00～13:00、14:00～18:00

**【情報公開・行政手続制度案内所】**

- URL <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-chihou-form.html> (全国共通)
- 北海道管区行政評価局 TEL/FAX (011)708-0638
- 函館行政監視行政相談センター TEL (0138)23-0909 FAX (0138)23-0919
- 旭川行政監視行政相談センター TEL (0166)38-3011 FAX (0166)38-3013
- 釧路行政監視行政相談センター TEL (0154)23-7136 FAX (0154)23-7137

**<窓口取扱時間>**

8:30～17:00

**【政策評価情報の所在案内窓口】**

- URL <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-chihou-form.html> (全国共通)
- 北海道管区行政評価局 TEL (011)709-1804 FAX (011)709-1843
- 函館行政監視行政相談センター TEL (0138)23-0909 FAX (0138)23-0919
- 旭川行政監視行政相談センター TEL (0166)38-3011 FAX (0166)38-3013
- 釧路行政監視行政相談センター TEL (0154)23-7136 FAX (0154)23-7137

**<窓口取扱時間>**

8:30～17:15

**(電子申請制度窓口)**

該当なし

**(モニター制度窓口)**

該当なし

# 総務省

## 北海道総合通信局

〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目（札幌第1合同庁舎）

TEL (011)709-2311（代表） FAX (011)709-2481

（ホームページアドレス） <https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/>

（Twitter） <https://twitter.com/08hokkaidoBt>

（Facebook） <https://www.facebook.com/08hokkaidoBt>

### （設置根拠）

総合通信局 総務省設置法第24条第1項、総務省組織令138条

### （所掌事務）

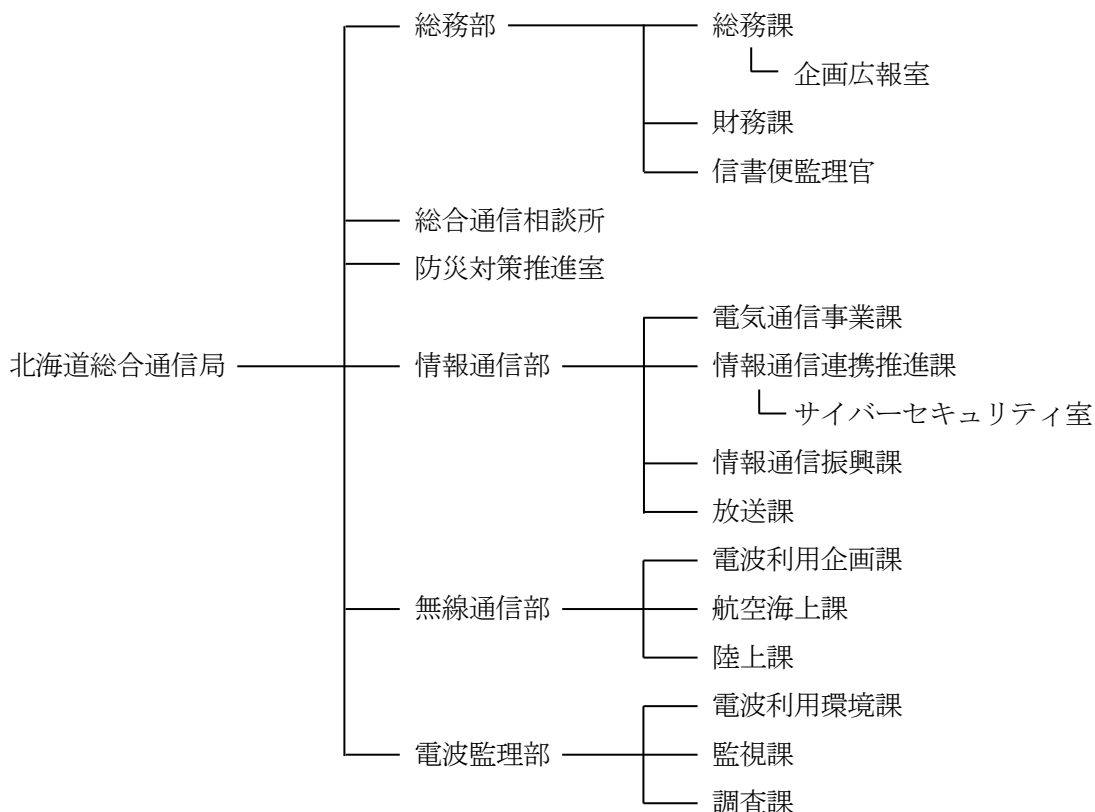
総合通信局

- （1） 符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信（以下「情報の電磁的流通」という。）のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律並びにこれらの施設の整備の促進に関すること
- （2） 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること
- （3） 前二号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること
- （4） 電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の発達、改善及び調整に関すること
- （5） 日本放送協会に関すること
- （6） 非常事態における重要通信の確保に関すること
- （7） 周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること
- （8） 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関すること
- （9） 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること
- （10） 電波の利用の促進に関すること
- （11） 有線電気通信設備及び無線設備（高周波利用設備を含む。）に関する技術上の規格に関すること
- （12） 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること
- （13） 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること
- （14） 信書便事業の監督に関すること
- （15） 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること
- （16） 前各号に掲げるもののほか、他の行政機関の所掌に属しない事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた事務

### （管轄区域）

総合通信局 北海道

(組 織)



(情報公開・個人情報保護窓口一覧)

北海道総合通信局総務部総務課企画広報室広報情報公開担当 TEL(011)709-2311 (内線 4686)

<窓口取扱時間>

8:30~12:00 13:00~17:00

(相談・案内窓口)

・電波利用料に関すること

北海道総合通信局総務部財務課 TEL(011)709-6000

・電気通信サービスに関する消費者保護対策

北海道総合通信局情報通信部電気通信事業課 TEL(011)709-3956

・テレビ・ラジオの受信障害に関すること

北海道総合通信局情報通信部放送課 (受信障害対策官) TEL(011)737-0033

・無線局の混信妨害・不要電波障害に関すること

北海道総合通信局電波監理部電波利用環境課 TEL(011)737-0099

・情報通信行政全般に関すること

北海道総合通信局総合通信相談所 TEL(011)709-3550

<窓口取扱時間>

8:30~12:00 13:00~17:00

<ホームページアドレス>

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/E/SODAN/sodan.htm>

(電子・申請制度窓口)

・電波利用に係る手続き

北海道総合通信局無線通信部電波利用企画課 TEL(011)709-2311 (内線 4625)

<窓口取扱時間>

8:30～12:00 13:00～17:00

<ホームページアドレス>

<https://www.denpa.soumu.go.jp/public/>

(モニター制度窓口)

該当なし